

障害福祉サービス事業者 各位

茨城県国民健康保険団体連合会

障害者自立支援法 10 月施行に伴う請求等に関するお知らせ (Vol.1)

1. 11 月の請求受付期間について

11 月のみ 13 日 (月) まで受け付けいたします。
1・2・6・7・8・9・10・**11・12・13 日** (計 10 日間)
11 (土) 12 (日) においても国保連合会持ち込みも出来ます。
実績記録票及び上限額管理結果票については 17 日 (金) まで受け付けいたします。

2. 11 月の請求方法について (10 月サービス提供分)

全事業者 FD にて提出願います。(パソコンに FD ドライブが付属していない事業者においては MO・CD-R も可)
10 月まで伝送にて請求していた事業者においては、伝送ソフトにて添付していたファイルを FD にコピーのうえ提出願います。(FD 提出票添付)
実績記録票及び上限額管理結果票については帳票にて提出して下さい。(総括票添付)

3. 12 月以降の請求方法について

事業者の希望する媒体 (伝送又は FD) にて請求願います。
11 月初旬に国保連合会より新事業所番号付番 (10 桁) に伴う『振込口座届出依頼書兼伝送申請書』を郵送いたしますので、当該申請書の請求媒体区分欄にて選択した方法による請求となります。

4. 9 月サービス提供以前分の請求について

9 月サービス提供以前分については 14 桁の事業所番号での請求となります。

5. 9 月サービス提供以前分の請求方法について

14 桁の事業所番号にて希望した媒体 (伝送又は FD) にて提出願います。
FD にて提出する場合は、10 月サービス提供分の FD とは別に作成して下さい。

6. 『振込口座届出依頼書兼伝送申請書』について

事業所番号再編 (14 桁 10 桁) に伴い、新たに標記申請書を提出することとなります。
後日、国保連合会より郵送いたします。(12 月 27 日支払予定分から適用)

7. 振込先口座の変更について

10 月からの障害者自立支援法施行に伴い、事業者 (居宅系サービス) において 11 月 29 日支払予定 (9 月サービス提供分) の振込先口座 (14 桁の事業所番号) を変更する場合は変更届出が必要です。

8. 10 月サービス提供分の支払日について

11 月に請求する 10 月サービス提供分については、12 月 27 日 (水) 支払い予定です。
旧法施設支援サービスの施設に係る支払いについても同様ですので、ご留意願います。

9. 国保連合会提供の『簡易入力ソフト』のプログラム修正について (使用事業者のみ該当)

正しい内容を入力している場合であっても、以下の条件に該当する場合、「保存」ボタンを押した際に「指定事業者番号の事業者区分コードが不正です。値を修正してください」のエラーメッセージが表示され、保存を行うことが出来ないという不具合が発生します。

【不具合の内容】

「上限管理事業者」欄の「指定事業者番号」に、相談支援事業者の事業者番号（3桁目の値が3）を入力した場合

「日中介護等支援加算」欄の「指定事業者番号」に、事業者番号を入力した場合

【事業者における対応方法】

上記要件に該当する利用者がいる事業者

国保連合会ホームページから最新版の『簡易入力ソフト』をダウンロードのうえ、差替え願います。

上記要件に該当する利用者がいない事業者

10月26日の事業所説明会にて配布した『簡易入力ソフト』をそのままご使用下さい。なお、差替えても結構です。

10. 国保連合会ホームページ情報について

トップページ右下『障害福祉サービス事業者の皆様へ』のコーナーに障害者自立支援法10月施行に関する資料を掲載します。(更新時期11月1日午後1時~)

ホームページアドレス『<http://www.ibaraki-kokuhoren.or.jp/>』

【今回掲載する主な内容】

最新版『簡易入力ソフト』

サービス提供実績記録票（市町村名欄有）

FD提出票、総括票及びFAX問合せ票

11月以降の請求受付期間及び支払結果通知受信可能期間

今後の予定 請求に関するQ&A集を掲載

11. 国保連合会提供の『伝送ソフト』について（伝送事業者のみ該当）

11月中旬以降伝送ソフトのバージョンアップを予定しています。事業者における対応方法等については後日通知いたします。（12月以降に伝送する場合バージョンアップが必要です。）

12. 茨城県障害福祉課のホームページ情報活用について

障害者自立支援法に関する資料等が掲載されていますので必要に応じて確認してください。現在、**10月からの新事業所番号に関する情報が随時更新**されています。なお、国保連合会ホームページからもリンクしています。

ホームページアドレス『<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/shofuku/shofuku.htm>』

13. 11月請求時の事業者における対応について

10月から明細書の作成方法及び簡易入力ソフトの操作方法が大きく変わったことに伴い、11月に請求したデータが全件エラーとなる事業者が発生することが考えられます。その場合、速やかに差替え等の対応が必要となりますので、その事前準備をお願いいたします。（以下に主な準備例を示します。）

国保連合会に提出する電子情報（FD）以外に事業者控えとして帳票様式も作成【重要】

帳票様式についてはCDにて配布した【茨城県国保連合会エラー修正依頼用様式】をご利用下さい。

市販のソフトにて電子請求（FD）する場合、国保連合会の簡易入力ソフトでも事業者控えとして電子情報を作成

利用者の受給者証の情報を一覧表として作成（受給者証番号、利用者負担上限月額、支給決定サービス及び支給量等）

14. 国保連合会における11月審査対応について

上記13番等の理由により時間の許す限り「データ差替え及びエラー修正」等の対応をいたしますが、限られたスタッフでの体制ですので、エラーにより返戻となった場合には再請求となりますことをご理解願います。また、エラーの場合、給付費が支払われませんのでご留意願います。

15. 事業者における10月サービス提供分提出時期について

11月初旬に国から請求に関する通知が出ることも考えられます。その場合には、明細書の修正が必要となる場合もあり得ますので、国保連合会にFDを郵送する時期は6日以降を目安として下さい。なお、明細書情報の作成については、早めに作成願います。また、一部の事業者において『簡易入力ソフト』が使用出来ない事例が報告されています。早めに使用可能かどうか確認願います。

16. これまでに寄せられた事業者からの『簡易入力ソフト』に関する質問の回答

「集計情報シート」の『単位数単価欄』について

- ◇ 原則、1単位10円となりますので、整数部には【10】少数部には【000】と入力してください。(つくば市所在の事業所及び基準該当事業所は別単価となります。)
- ◇ 詳細は告示第539号を参照してください。(10月26日事業所説明会資料【国告示等資料P101以降】)

「集計情報シート」の『給付率欄』について

- ◇ 原則90%となりますので、受給者証に給付率の明示がない場合は、【90】と入力してください。基本的にほとんどの利用者は【90】となります。利用者負担上限月額が0円の利用者であっても【90】と入力してください。

「基本情報シート」の『助成自治体番号』、『自治体助成分請求額』及び「集計情報シート」の『自治体助成分請求額』について

- ◇ 現時点において茨城県内では該当の市町村はありませんので【入力不要(ブランク)】となります。

「明細情報シート」の『単位数』及び『サービス単位数』について

- ◇ 9月サービス提供分まではサービスコードの次に単位額(金額)を入力していましたが、10月サービス提供分からは【単位数(サービスコード集に記載されている単位数)】を入力します。『サービス単位数』については『単位数』に【回数乗じた単位数】を入力してください。(参考値が表示されます。)金額換算は、「集計情報シート」で行います。

「日数情報シート」及び「集計情報シート」の『サービス種類コード』について

- ◇ 「明細情報シート」に入力する6桁のサービスコードの【頭2桁】を入力してください。

「契約情報シート」の『決定サービスコード』について

- ◇ 10月26日事業所説明会資料【参考資料1 P18】のコードを入力してください。

「契約情報シート」の『契約支給量』について

- ◇ 契約時間が10時間30分の場合は【10】.【50】と入力してください。

このFAXが誤って送信された場合はご容赦願います。なお、今後も送信される可能性がありますので、お手数をお掛けいたしますが、何らか方法でご連絡頂ければ幸いです。